

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正する。

2024年（令和6年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。